



寄稿のきっかけ

人生なにかが辛いするかわかりませんが、この原稿を書くきっかけになったのは突然の入院でした。それは一昨年の11月です。喉が痛いで近くの耳鼻咽喉科を受診しました。すると、検査の後、医師から告げられたのは「紹介状を書きますから直ぐに〇〇病院に入院してください」でした。症状を軽くみていた私には、まさに晴天の霹靂です。しかし、入院といっても、せいぜい2、3週間、8カ月になるとはまったく思っていま

せんでした。入院すると、様々な検査が始まりました。病名が判明したのは入院からほぼ1カ月後のことでした。天疱瘡という難病です。症状は、喉と口内から出血し、そこに膿がたまるものです。口からは食事も投薬もできません。すべて点滴です。

担当医や看護師さん、そして家族の献身によって徐々に体力が回復すると暇をもてあますようになります。そこで、入院前に購入していた書籍や雑誌を読み始めました。読むと、それをまとめたくなります。パソコンを持ち込み、ノートを作りました。そのノートが本稿の下敷きになっています。入

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継



第1回 民法・税法改正の目的
～配偶者等への配慮～

院がなければ、本稿はありませんでした。

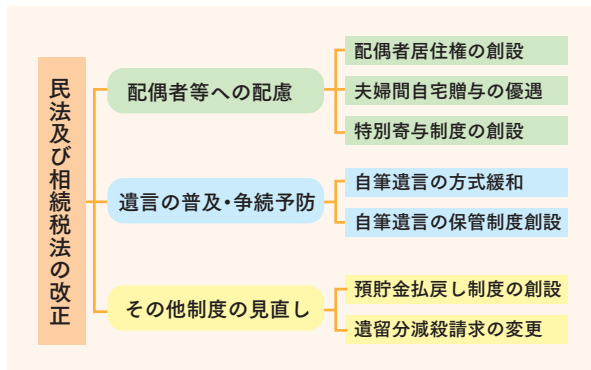
これから本題

平成27年度税法改正で、申告割合は2倍近くになり、多くの家庭が相続問題に直面するようになりました。

また、少子化・長寿化、そして核家族化は家族関係を大きく変化させ、新たな枠組みを求めています。それに応えたのが、平成30年度民法・税制改正です。

改正の目的

改正の目的は、次図に示すように、(一)配偶者等への配慮、(二)遺言の普及による争族予防、(三)その他制度の見直しです。



です。

この改正によって、残された配偶者は、自宅を相続しなくても、住み続けることができます。また、自宅を相続しない分、預貯金等をより多く相続し、生活費等を確保することができます。

②おしどり夫婦間自宅贈与の優遇
婚姻期間が20年以上の夫婦（おしどり夫婦）間での自宅については、無税で贈与することができます。その場合、他の相続財産に加えて相続税を計算する「持ち戻し計算」が必要でした。しかし、それでは相続する財産は贈与がなかった場合と同じになります。

③特別寄与制度の創設
民法には、亡くなった人の介護や看護をして、その人の財産の維持・増加に貢献した相続人に対しては、遺産分割において相続分を増やす「寄与分」制度があります。

しかし、この制度では相続人の妻が介護等をしても制度的に報われません。そこで、改正によって、相続人の親族、たとえば妻が介護等を行った場合には、「特別寄与料」を相続人に請求することができます。次回は、争族の予防に役立つ遺言等に関する改正について説明します。

(一) 配偶者等への配慮

まずは、配偶者等への配慮について概括的に説明します。

① 配偶者居住権の創設

配偶者が相続開始時に自宅に住んでいた場合、配偶者は、終身又は一定期間、自宅に無償で住むことができるようになります。これが「配偶者居住権」



公認会計士・税理士
松山大学名誉教授
税理士法人原田会計会長

原田 満範